

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができない ものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）は、東京都内に共同利用型システム用サーバを設置し円滑なサービスの提供を行っている。 現行システムは更なる高度化等のため、令和 8 年度から新システムの開発を行っており、令和 9 年 1 月から順次、新システムへの移行する予定である。 それに合わせて、当県のネットワークの設定も変更することが必要であるが、そのネットワークの構成機器を保守付きのリース物件として借用しているため、その賃貸借業務の受託者以外では実施することができない。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 新保管場所管理システム用ネットワーク機器賃貸借業務の受託者である「FLCS 株式会社 東海支店」から賃貸借機器の現状変更（設定）については、設定作業業者が指定されており「NDS 株式会社」以外の者が賃貸借機器の現状変更（設定）を行うことができないため。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。